

別居親族による訪問介護サービスの 提供に係る留意点

別居親族による訪問介護サービスの提供に係る留意点

別居親族による訪問介護サービスの提供については、「別居親族による訪問介護サービスの提供について(取扱い)」(平成16年3月23日付神戸市介護保険課長通知神保高介1417号)により、サービスを提供する訪問介護事業所(介護予防訪問介護事業所)から神戸市に対して事前協議書を提出していただき、認知症の症状を有する利用者で、当面の間、別居親族であるヘルパーが対応する必要がある場合等に限り提供を認めておりますが、最近の協議事例において、別居親族による提供の必要性の検討が適切に行われていない事例、不適正なサービスを提供している事例が数多く見られるようになってきております。

こうした問題に関し、留意していただく点を以下に挙げましたので、訪問介護(介護予防訪問介護)事業所及び、関係する居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所におかれましては、事前協議書提出にあたって対応していただくようお願いいたします。

記

1. 事前協議書提出にあたっての留意点

- (1) 訪問介護サービスを提供するヘルパーが、利用者の配偶者又は3親等内の血族又は3親等内の姻族である場合に事前協議の対象となる。

注：3親等内の血族...子及び子の配偶者，孫及び孫の配偶者，ひ孫及びひ孫の配偶者，兄弟姉妹及び兄弟姉妹の配偶者，おい・めい及びおい・めいの配偶者，おじ・おば及びおじ・おばの配偶者，父母，祖父母，曾祖父母

3親等内の姻族...配偶者の兄弟姉妹，配偶者のおい・めい，配偶者のおじ・おば，配偶者の父母，配偶者の祖父母，配偶者の曾祖父母

- (2) 訪問介護事業所のサービス提供責任者、ケアマネジャー、介護予防支援事業所の担当職員等が、利用者との面接を行い、かつ自宅内における利用者の状況、家族・親族との関係等を十分に把握していること。
- (3) 別居親族による訪問介護サービス提供の必要性を検討する前に、介護保険サービスが、家族や親族の介護負担を軽減し介護の負担を社会的に支えるものであることに鑑み、「ヘルパーは親族ではない者とし、家族や親族には、キーパーソンとして、親族ではないヘルパーの導入に協力していただく」ことによる対応を検討すること。それでもなお訪問介護サービスの提供が客観的に困難であると判断される場合に、別居親族による訪問介護サービスの提供を検討すること。
- (4) 訪問介護事業所が、サービス提供時におけるヘルパーの行動管理を適切に行う体制を整えること。

2. 既に承認しているケースに係る留意点

- (1) 別居親族による訪問介護サービス提供の必要性の見直しを不断に行い、親族ではないヘルパーに移行できるよう努めること。これについては、神戸市が発出する承認書において、親族ではないヘルパーへの移行を附帯条件として課しているか否かを問わない。
- (2) サービスを提供するヘルパーが、正確な知識の下に、保険対象サービスと家族介護を的確に峻別しつつサービスを提供するよう、当該ヘルパーを教育・指導すること。
- (3) サービス提供時におけるヘルパーの行動管理を適切に行うこと。
- (4) サービスを提供するヘルパーが、親族利用者へのサービス提供に偏ることなく、他利用者へのサービス提供も行うよう努めること。